

新たな取組課題候補

新たな取組課題候補一覧

(平成21年11月9日 障害のある人の相談に関する調整委員会決定)

番号	課題候補名	掲載ページ
1	サービス提供に当たっての安全確保	2
2	建物等のバリアフリー化の推進	4

新規課題候補1 サービス提供に当たっての安全確保

【事例】

1. 聴覚障害のある人が団体旅行を申し込んだところ、旅行会社から安全確保ができないことを理由に断られた。
2. (テーマパークの事業者から)アトラクションの危険注意の表示をしたいが、障害のある人に対して、どのような内容をどのように知らせたらいいのか教えてほしい。
3. 電動車いすを利用して路線バスに乗車しようとしたところ、運転手に「危ないから、一人で乗車しないでほしい」と言われた。

【問題の所在】

- 安全確保については、障害のある人やその家族が「これくらいは大丈夫」と思うのと、サービス提供者が「事故が起きたら大変だ」と考えることには大きな格差がある。
- サービス提供者は、利用者の安全を確保するため、サービスを提供することにより危険が伴うと考えられる利用者については、どのような危険があるかを情報提供する必要があるが、必ずしも十分な情報提供がされていない事業者もある。
- 外見上障害の有無が分かりにくい人に対しては、サービス提供者が当事者に注意喚起することが困難である。
- 安全確保の問題は、合理的な根拠に基づいた個々のルールづくりが必要になる。

(参考)

条例の考え方

- サービス提供拒否の理由が、生命、身体に具体的に危険が切迫しているなど、「合理的な理由」があれば、不利益取扱いとはならない。(障害を理由とした差別とはならない。)
- ただし、事業者側には、「合理的な理由」があることについて、説明責任がある。

【対応状況】

- 県では、個別相談の際、サービス提供事業者に必要な範囲での対応を求めている。

【取組課題と決定された場合の今後の取組方針案】

- 提供するサービスは様々であり、障害のある人の障害種別や程度には個人差があることから、個々のサービス提供事業者において、サービスを受ける人の安全を確保するという観点に立って、合理的な根拠に基づいたルールづくりを推進していただくようお願いしていきたい。
- サービスを提供することにより危険が伴うと考えられる利用者には、どのような危険があるかをわかりやすく伝えるようお願いしていきたい。

新規課題候補2 建物等のバリアフリー化の推進

【事例】

1. (視覚障害のある人から、)よく使う道が狭く、凹凸になったりして、足や杖が引っかかることがある。また、歩道に民家の庭木が覆いかぶさるように迫り出しているため、歩きにくい。
2. 駅の構内で食事をしようとしたところ、段差があるなど、どこもバリアフリーとなっておらず、車いすで入れなかった。
3. カラオケ店にエレベーターがなく、階段の昇降でしか入れないため、松葉杖の利用者や車いすの人が利用しにくい。

【問題の所在】

- 建物の施設、設備をバリアフリー化するためには、事業者の経済的負担を伴う。
- 建物のバリアフリー化については、徐々に整備が進んでいるが、平成18年12月に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)では、建築物移動等円滑化基準(最低限のレベル)への適合が、以下の場合、努力義務にとどまっている。
 - 床面積2,000平方メートル未満の特別特定建築物(特別支援学校、百貨店、病院、老人ホーム等)
 - 既存の特別特定建築物
 - 特定建築物(学校、事務所、共同住宅等)

【対応状況】

- 病院、公共施設等の建築物のバリアフリー化の一層の推進に向け、バリアフリー新法に基づく適合審査及び認定を行うなど、建築物のバリアフリー化の普及啓発を行っている。
- 県では、千葉県福祉のまちづくり条例の見直しを検討している。
見直しに当たっては、バリアフリー新法の改正などを踏まえ、オストメイトへの配慮や子育て支援など、多様なニーズにより一層対応した改正を検討することとしている。
- 県に相談があった際は、建物の管理者に対し可能な範囲での対応を求めている。

【取組課題と決定された場合の今後の取組方針案】

- 県有施設の整備に当たっては、今後もバリアフリー化を推進する。
- 障害のある人、高齢者、妊婦等すべての県民にやさしく安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例の見直しを進めるとともに、引き続き建築物のバリアフリー化の普及啓発に努める。